



島根県報

令和2年8月7日(金)

号外第101号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第514号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年8月7日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長				
県 道	安来木次線	安来市植田町1番1地先から同地先まで	前	メートル 29.35～ 30.81	メートル 17.05	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	交通安全工事 減幅	
			後	16.62～ 19.80	17.05			
〃	浜田作木線	邑智郡邑南町日貫1624番9地先から同1622番15地先まで	前 A	9.57～ 21.34	54.70	県央県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ 迂回路設置	
			後	A	9.57～ 21.34			54.70
				B	3.65～ 12.22			57.10

島根県告示第515号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年8月7日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	浜田作木線	邑智郡邑南町日貫1619番5地先から同1622番14地先まで	メートル 168.70	令和2年 8月20日	県央県土整備 事務所	